

市川三郷町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年10月24日

市川三郷町監査委員 中澤 尚

市川三郷町監査委員 内藤 優



実施箇所	実施年月日
一般会計	
特別会計	平成23年10月14日・18日・19日
上水道事業会計	21日
病院事業会計	

1. 監査事項

一般会計・特別会計・上水道事業会計・病院事業会計の予算に係る財務に関する事務事業の執行について

2. 監査対象期間

平成23年度

3. 監査執行者

中澤 尚 内藤 優

4. 監査結果

関係書類を監査した結果、特に指摘事項はなくおおむね適正に処理されていた。

(1) 要望事項

- ① 東日本大震災により、計画停電や強力な節電対応を余儀なくされた中、本町行政機構の節電への取り組み状況について、各課・各施設でその成果表などが作成されており提出を受けた。本庁舎、三珠・六郷の各支所、

公民館・図書館等の社会教育施設でも大きな節電効果をあげた。また、病院や老健施設などでも一定の制約の中での懸命な取り組みや努力がなされていることがわかった。

これらは、この危機に対する町民の理解と協力があつてのものであるが、これから冬期暖房の季節となるので、これまでの努力を一過性のものとせず、通常の心構えとして今後の取り組みに生かすよう望む。

- ② 滞納整理に関しては、年々その成果をあげてきているが、特に時効のない収入未済については、個々に色々なケースが生じていて成果的に難しい場面もあるかと思う。協力して訪問活動をしながら、直接相手方に理解されるよう鋭意努力されることを望む。
- ③ 提出された資料の中で、誤字・脱字・訂正・記入漏れなどが多々見受けられた。説明の基本となるものであり、職員として充分意を用いてもらいたい。

(2) その他

- ① 予算の歳入面で、今後5年間で、相当な交付税等の減額が予定されているとのことで、時機を見て町民への説明も含め、町行財政計画の検討が必要になろうかと考える。
- ② 超過勤務手当について、これまで何度も何度か提起してきたが、代休取得に関して、なかなか取れない、取りづらいというような声が未だにあるようである。労働の代価であるから、町全体で代休が取りやすい、取れるという環境を作るためにも、つむぎの湯のような特殊な勤務形態も含め、新たに共通のシステムを考えていく必要があろうかと考える。
- ③ 委託料・補助金等について概ね適正に処理されていた。また臨時職員の勤務時間等には一定の改善策が講じられていた。